

燕市告示第 326 号

燕市建設工事入札参加資格に係る営業所等実態調査実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 7 月 28 日

燕市長 佐野 大 輔

燕市建設工事入札参加資格に係る営業所等実態調査実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、入札参加資格審査制度を厳格に運用し、建設工事における品質の確保及び適正な入札参加機会の確保を図り、契約事務の円滑な執行を推進するために、燕市が発注する建設工事の入札に参加する資格を有する者又は有しようとする者に対し実施する営業所等実態調査(以下「実態調査」という。)を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(調査対象)

第2条 燕市内に主たる営業所又は営業所(以下「営業所等」という。)があり、入札参加資格を有する又は有しようとする建設業者(以下「対象業者」という。)を実態調査の対象とする。

(調査の時期)

第3条 実態調査は、年間を通じて適宜行うものとする。

(調査員)

第4条 実態調査を行う者(以下「調査員」という。)は、用地管財課に属する職員とする。

2 前項の規定にかかわらず、実態調査の実施において、市長が必要と認めるときは、関係機関の職員のほか、専門分野での知識を有する者を同行させることができる。

3 調査員は、燕市職員服務規程(平成18年燕市訓令第17号)第10条に規定する身分証明証を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しな

なければならない。

(実態調査)

第5条 実態調査は別表左欄に定める項目ごとに右欄の基準に従い調査するものとする。

- 2 調査は、原則として調査員2人以上の体制で、対象業者に予告することなく実施するものとする。
- 3 調査員は、別表の建設工事入札参加資格に係る営業所等実態調査基準に基づき現場の確認及び聞き取り調査等を行うこととし、必要があるときは、関係書類等の提示又は提出を求めることができる。
- 4 調査員は、調査終了後速やかに営業所等実態調査票(様式第1号)を作成し、その結果を用地管財課長に報告するものとする。

(一時停止措置)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象業者に対し、入札参加資格一時停止通知書(様式第2号。以下「一時停止通知書」という。)により入札参加資格を一時的に停止した旨を通知するものとする。

- (1) 調査員が調査対象となる営業所等に複数回訪問したにもかかわらず対象業者が不在等の理由により実態調査ができない場合
 - (2) 営業所等による調査の拒否、妨害又はその他の事由により調査員が調査を実施することが困難と判断した場合
- 2 市長は、前項の場合において、対象事業者の申し出に応じ、実態調査を実施し、参加資格を有すると判断したときは、入札参加資格一時停止解除通知書(様式第3号。以下「一時停止解除通知書」という。)により入札参加資格の一時停止措置を解除した旨を通知するものとする。

(改善指導)

第7条 市長は、調査の結果、改善を要すると判断したときは、営業所等実態調査改善通知書(様式第4号。以下「改善通知書」という。)により、改善を要する事項を通知するものとする。

- 2 改善通知書の交付を受けた対象業者は、営業所等実態調査改善報告書(様式第5号。以下「改善報告書」という。)により、改善通知日の翌日から起

算して14日以内に、改善状況を報告しなければならない。ただし、指定された期日までに改善報告書を提出することができないやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りではない。

(改善の確認)

第8条 市長は、改善報告書が提出されたときは、対象業者と日程調整のうえ、改善報告日の翌日から起算して10日以内に再調査を行い、改善状況を確認するものとする。ただし、改善報告書において改善したものと確認できるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により、改善を確認できたときは、速やかにその結果を営業所等実態調査改善確認結果通知書(様式第6号。以下「結果通知書」という。)により対象業者に通知するものとし、改善を確認できなかったときは、対象業者に改善通知書による通知を行い、再度改善報告書を提出させるものとする。

(入札参加の制限)

第9条 市長は、対象業者が次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める期間、建設工事の入札参加を認めないものとする。

(1) 第6条に規定する一時停止通知書の交付を受けた場合 一時停止通知書の通知日から一時停止解除通知書の通知日又は結果通知書の通知日のいずれか早い日まで

(2) 第7条に規定する改善通知書の交付を受けた場合 改善通知書の通知日から結果通知書の通知日まで

(3) 実態調査に対して虚偽の報告を行った場合 無期限

(監督行政庁への通知)

第10条 市長は、調査の結果、対象業者が建設業法その他関係法令に違反していると認められるときは、監督行政庁に情報提供を行うものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、調査に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表

建設工事入札参加資格に係る営業所等実態調査基準

項 目	基 準
営業所の形態	・ 自社所有又は賃貸等による物件であり、営業、接客、契約等を行う専用のスペースがあること。 ・ 住宅と併用している場合は、事務所の機能を有するスペースが確保されていること。 ・ 他社と共有している場合は、他社と分離独立されていること。 ・ 水道、電気(照明)、トイレ等の設備があること。 使用の痕跡が見られない場合は、使用メーターを確認する。
看板・標識の表示	・ 屋外に営業所等の看板が掲示されていること。 (簡単に取り外しができる紙等による簡易なものは不可) ・ 建設業法(昭和24年法律第100号)第40条に規定する標識を掲示していること。
事務機器等の設置	・ 机、椅子、パソコン、プリンタ等の備品が備えられていること。 ・ 専用の直通電話があり、常時転送していないこと。 調査時に直接電話をかけ電話の使用状況を確認する。 転送電話にしていた場合は、転送先とその理由を確認する。 ・ 電子入札用ICカードや通信設備があること。 ・ 契約用印鑑があること。
経營業務管理責任者及び営業所技術者の常勤性	・ 経營業務管理責任者及び営業所技術者に直接会い、免許証等本人であることを証明できる書類を提示させて確認する。 ・ 経營業務管理責任者及び営業所技術者の居住地、通勤方法を確認する。 ・ 必要に応じて次に掲げる書類を提示させたうえで常勤性を確認する。 (1) 健康保険証

	(2) 給与台帳 (3) 源泉徴収簿 (4) 通勤手当の支給状況 (5) その他常勤性を確認できる書類
建設業法等に規定する帳簿等	調査対象の帳簿等は次のとおりとし、実態と相違がないか確認する。 1 営業に関する帳票 (1) 建設業許可申請書及び変更届(添付書類含む) (2) 建設業許可証明書 (3) 技術者資格者証 (4) 技術者経歴書 (5) 営業所技術者証明書 (6) 受注した建設工事の契約書(関係する帳票類含む) 2 入札参加資格審査申請書及び添付書類 3 経営事項審査結果通知書 4 商業登記簿 5 賃金台帳及び雇用保険関係帳簿 6 出勤簿 7 税務署等への営業所登録に関する書類 8 燕市税務課への事業所設置の書類 9 その他
営業時間内の事業所内における事業活動の状況	次の事項について各申請書類等と実態に相違がないか確認する。 1 営業時間及び休日 2 従業員数(技術者、営業、事務職) 3 常駐従業員数(技術者、営業、事務職)
従業員の勤務状況及び雇用状況	次の事項について各申請書類等と実態に相違がないか確認する。 1 従業員名 2 勤務時間
その他	・営業所の実態等に疑義がある場合は、必要に応じて工事現場、建設資材置場、倉庫、公共料金支払状況、その他の営業所等を確認する。

様式第1号(第5条関係)

営 業 所 等 実 態 調 査 票

調 査 日		年 月 日		
事 業 所 名				
事 業 所 の 所 在 地				
事業所の代表者役職		事業所の代表者		
営 業 所 形 態	営業所の形態	☐ 専用 ☐ 兼用 (☐ 住宅 ☐ 他社 (分離 ☐ 有 ☐ 無)) ☐ 所有 ☐ 賃貸 (契約書 ☐ 有 ☐ 無) ☐ その他 ()		
	営 業 場 所	☐ 接客・営業を行うためのスペースが確保されている ☐ 無		
	事 業 所 設 備	水道(☐ 有/ ☐ 無) 電気・照明(☐ 有/ ☐ 無) トイレ(☐ 有/ ☐ 無)		
	営 業 所 登 録	☐ 税務署へ営業所登録がある ☐ 登録無		
	営 業 所 許 可	☐ 営業所の許可有 ☐ 申請中 ☐ 許可無		
看 板	看 板 ・ 標 識	看板(☐ 有/ ☐ 無) 標識(☐ 有/ ☐ 無)		
事 務 機 器 等	什 器 備 品 等	事務用机・椅子(☐ 有/ ☐ 無) パソコン・プリンタ(☐ 有/ ☐ 無) 電話(☐ 有/ ☐ 無) その他()		
	通 信 方 法	☐ 専用の直通電話がある ☐ 専用電話なし ☐ 他社等に転送を行っている ☐ 設置・使用状況に疑義がある		
	電 子 入 札	☐ 電子入札用ＩＣカードがある ☐ ＬＡＮ等の通信環境が整備されている		
	契 約 用 印 鑑	保管(☐ 有/ ☐ 無)		
常 勤 性	専 任 職 員	☐ 問題なし ☐ 経營業務管理責任者が常勤でない ☐ 営業所技術者が常勤でない		
	通 勤 方 法	管理責任者 住所 () 通勤方法 () 営業所技術者 住所 () 通勤方法 ()		
建 設 業 法 等 に 規 定 す る 帳 簿 等	調 査 対 象 と す る 帳 簿 等	1 営業に関する帳票	帳票等の有無	備 考
		(1) 建設業許可申請書及び変更届 (添付書類含む)	有 無	
		(2) 建設業許可証明書	有 無	
		(3) 技術者資格者証	有 無	
		(4) 技術者経歴書	有 無	
		(5) 営業所技術者証明書	有 無	
		(6) 受注した建設工事の契約書 (関係する帳票類含む)	有 無	
		2 入札参加資格審査申請書及び添付書類	有 無	
		3 経営事項審査結果通知書	有 無	
		4 商業登記簿	有 無	
		5 賃金台帳及び雇用保険関係帳簿	有 無	
		6 出勤簿	有 無	
7 税務署への営業所登録に関する書類	有 無			
8 燕市税務課への事業所設置の書類	有 無			
9 その他	有 無			

事業活動	営業時間			
	休日			
	従業員数	技術者 名	営業 名	事務職 名
	常駐従業員数	技術者 名	営業 名	事務職 名
従業員	勤務雇用状況	従業員名及び勤務時間 別紙		
その他	建設資材置場	☐ 有 ☐ 無		
	倉庫等	☐ 有 ☐ 無		
	公共料金	☐ 有(電気 水道 電話) ☐ 無		
調査日時		調査員		
年 月 日 ()		職名 氏名 印		
午前・午後 時 分		職名 氏名 印		
立会者(自署)		役職 氏名		
		役職 氏名		

従業員名簿

[illegible]

様式第2号（第6条関係）

（番 号）
年 月 日

様

熱市長

入札参加資格一時停止通知書

熱市建設工事入札参加資格に係る営業所等実態調査実施要領第6条の規定により、入札参加資格の一時停止を下記のとおり通知します。

なお、一時停止の期間は、本通知日から入札参加資格一時停止解除通知書（様式第3号）の通知日又は営業所等実態調査改善確認結果通知書（様式第5号）の通知日のいずれか早い日までとします。

記

1 入札参加資格の一時停止理由

様式第3号（第6条関係）

（番 号）
年 月 日

様

燕市長

入札参加資格一時停止解除通知書

燕市建設工事入札参加資格に係る営業所等実態調査実施要領第6条の規定により、一時停止した入札参加資格を下記のとおり解除したので通知します。

記

- 1 入札参加資格の一時停止を解除した理由

様式第4号（第7条関係）

（番 号）
年 月 日

様

熱市長

営業所等実態調査改善通知書

年 月 日に実施した食営業所の実態調査の結果について、次のとおり改善を要する事項がありましたので、速やかに改善し、本通知日の翌日から起算して14日以内に、営業所等実態調査改善報告書(様式第5号)を提出し、改善の報告をしてください。

なお、改善の確認ができるまで、入札参加はできないことを申し添えます。

1 改善事項

項 目	内 容

2 提出先

年 月 日

燕市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者役氏名

営業所等実態調査改善報告書

年 月 日付け で通知のありました改善を要する事項について、次のとおり改善しましたので報告します。

項 目	内 容

※ 改善内容を具体的に記載し、写真、証明書、届出書等により改善内容が確認できるものを添付してください。

様式第6号(第8条関係)

(番 号)
年 月 日

様

煮市長

営業所等実態調査改善確認結果通知書

年 月 日付けで提出のありました営業所等実態調査改善報告書による再調査の結果について、下記のとおり通知します。

記

- 1 再調査実施日
- 2 確認の結果